

臨時社員選挙のお知らせ

選挙委員会

平成 18 年に公布された公益法人改革三法により、平成 20 年 12 月 1 日からの 5 年の間にすべての法人は法律に適合した組織等に改めなくてはならなくなり、JARL は平成 22 年 11 月に開催した臨時総会において定款変更等が承認され「一般社団法人」に移行することになりました。

一般社団法人では、正員の選挙で選ばれた一種の代議員である「社員」で構成する「社員総会」が最高議決機関になりますので、設立登記(平成 23 年 11 月 1 日の予定)までの間に社員選挙を実施しなければなりません。

この最初の「社員」を選出する方法は、臨時総会の際に同時に承認を受けた臨時社員選挙実施要領（一般社団法人日本アマチュア無線連盟の設立登記の日から施行する一般社団法人日本アマチュア無線連盟の定款第 4 章に定める最初の社員選出の選挙のみ適用）にもとづき実施いたします。

最初の社員の任期は、一般社団法人日本アマチュア無線連盟の定款の附則第 5 項の規定により、一般社団法人の設立登記をおこなったときから、平成 26 年に開催する定時社員総会の終結時までとなります。

今回臨時社員選挙の要点をお知らせして、会員の皆様のご理解を深めていただき、多くの方の立候補とすべての正員の方の投票をお願いいたします。

1. 選挙の種類 社員選挙

を把握して支部の業務をつかさどる役目があります。

選挙権もありません。また、投票は選挙の種別毎に 1 人 1 個に限られています。

(1) 地方本部区域ごとの社員

各地方本部の区域を選挙区域として、その区域内の選挙権を有する正員によって、各区域毎に定められた数の社員を選挙します。(合計 84 人)

関東	20 人
東海	12 人
関西	12 人
中国	8 人
四国	4 人
九州	8 人
東北	8 人
北海道	4 人
北陸	4 人
信越	4 人

※任期は平成 26 年に開催する定時社員総会の終結時までです。

(2) 支部区域ごとの社員

各支部の区域を選挙区域として、その区域内の選挙権を有する正員によって、各支部毎に 1 人の社員を選挙します。

※任期は平成 26 年に開催する定時社員総会の終結時までです。

2. 選挙の管理

選挙の管理は選挙委員会が行います。

3. 地方本部区域ごとの社員の職務

地方本部区域ごとの社員は、地方本部区域ごとに定められた人数が選ばれ、一般社団法人・財団法人に規定する事項と定款で定めた事項を決議する役目を持っています。

4. 支部区域ごとの社員の職務

支部区域ごとの社員は、支部区域ごとに 1 名が選ばれ、一般社団法人・財団法人に規定する事項と定款で定めた事項を決議する役目を持っています。

また、支部区域ごとの社員となった方が、支部長の任にあたり、支部会員

5. 立候補の資格要件

今回の選挙に立候補しようとする方は、次の資格が備わってなければなりません。

また、地方本部区域ごとの社員選挙、支部区域ごとの社員選挙に、重複して立候補することはできません。

(1) 選挙告示のあった月の 7 日（平成 23 年 7 月 7 日）現在で満年齢 20 歳以上の日本国籍を有する個人であること（平成 3 年 7 月 7 日以前に生まれた方）
注：社団は立候補することはできません。

(2) 平成 23 年 7 月 7 日現在の会員名簿に登録され、かつ、会費が納入されている正員であって、その日現在で引続き 3 年以上の正員歴を有する方であること

(3) 地方本部区域ごとの社員については、当該地方本部区域内に、支部区域ごとの社員については当該支部区域内に住所を有すること

(4) 正員 3 人以上の推薦があること

(5) 選挙委員会管理者、選挙裁定会裁定員でないこと

6. 立候補の締め切り

平成 23 年 7 月 21 日（木曜日）
15 時 00 分です。

7. 選挙権

投票を行うことができる資格は、平成 23 年 8 月 7 日現在の会員名簿に登録され、かつ、会費が納入されている正員で、個人、社団を問いません。

したがって、准員、家族会員、名誉会員（正員を兼ねるものを除く。）、賛助会員には、投票権はありません（被

8. 投票

投票用紙は、9 月初旬(予定)に選挙権のある方へ JARL から郵送します。

投票の締め切りは、9 月 22 日（木曜日）18 時 00 分です。

9. 投票用紙の返送先

投票用紙の発送・收受・開票・集計等一連の選挙作業は、選挙事務の一層の効率化を図るため、このたび株式会社アグレックス(東京都内)において作業することとしました。

このため投票用紙の返送先も同社宛となりますので、ご理解のうえ早めに返送していただくようお願いいたします。また、投票は JARL から投票用紙とともに同封される「専用の封筒」を利用し、**必ず郵便によって返送**していただきますようお願いいたします。

JARL 事務局および(株)アグレックスへ直接お持ちになっても、受け付けはございません。

10. 立候補届等の用紙

立候補届、推薦書その他立候補に必要な書類の用紙は、JARL 事務局で準備していますので、お申し出ください。

立候補届等の用紙は、選挙告示日から配布しますので、立候補する方は、電子メールまたは郵便ハガキで下記 11. 問い合わせ先へ連絡をお願いします。

11. 問い合わせ先

問い合わせは原則として文書で、選挙委員会へお願いします。

(社)日本アマチュア無線連盟

選挙委員会 あて

所在地：東京都豊島区巢鴨 1-14-5

電話：03-5395-3103（庶務課）

電子メール：shomu@jarl.or.jp